

# 共同親権 浮かぶ課題

婚姻中だけでなく、離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」の導入に向けた関連法案が、今国会で審議されることになった。慎重な声は根強く、法制審議会(法相の諮問機関)の部会でも賛否は分かれた。どんな課題があるのか。法制審の審議などから浮かんだ三つの論点をまとめた。

(久保田一博、野口憲太、島崎周) ▼1面参照

## 離婚前のDV・虐待「立証困難」

一つ目の論点は、離婚前の家庭内暴力(DV)や虐待の存在を見極め、被害を防げるかだ。

法務省が2021年に公表した協議離婚の実態調査で、30〜40代の男女計1千人に離婚原因を複数回答で尋ねたところ、「精神的な暴力」は21.0%だった。「経済的な暴力」は13.5%だったほか、「身体的な暴力」は7.9%、「子への虐待」も4.1%あった。

一つ目の論点は、離婚前がある場合、裁判所は単独親権と定めることとした。法務省の担当者は、身体的な暴力に限らず、精神的なショックに

つながるような言動も含まれると説明する。法制審では、夫からDV被害を受け、離婚訴訟中の女性が参考人として

## 急迫の事情 医療問われる判断

二つ目は、共同親権とした場合でも、例外的に片方の親で親権を行使できるとした「急迫の事情がある時」とは、どんなケースをさすのかだ。法制審では、入学試験の合格発表から一定の期限までに入學手続きを行わなければならないよう

なケースや、DVや虐待から子を選ばせる必要がある場面などについては「親権の単独行使を認めるべき」と考えられる」とされた。DVは反

復継続する特性があり、加害行為が起きた時や直後だけに限られない、とする解釈も示された。ただ、緊急の度合いや猶予期間には幅があ

る。家族の事情もさまざまあり、明確な線引きは難しい。法務省は「最終的には、個別の事案の具体的な事実関係を踏まえて判断される」との立場だ。医療界からは、すでに課題が指摘されている。

## 家裁の態勢「増員も必要では」

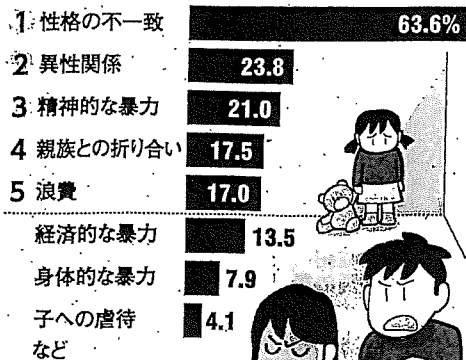
三つ目は、家裁の態勢が十分かどうかだ。改正案は、子の利益を重視。父母が合意に至らなくても、家裁が親子や父母の関係などを考慮し、父母双方の共同親権か、片方の単独親権かを定めることにした。

最高裁によると、親子の面会交流など子どもの監護(養育)を巡る調停や審判の申立件数は増加傾向にある。2022

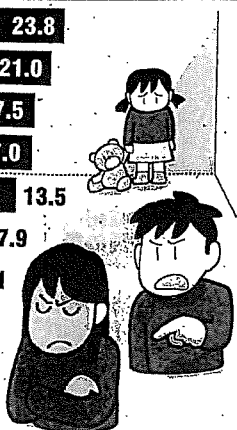
年で約4万4千件と10年前から1割増えた。平均審理期間も8.5カ月と3カ月ほど伸び、長期化している。離婚後の共同親権が導入されれば、家裁の負担はさらに増える。

日本弁護士連合会は昨年10月、裁判官は十分に増えていないうえ、調査官の絶対的な人数が足りず、調査に十分な時間や手間をかけられていない

### 離婚した原因 複数回答



法務省が2021年に公表した「協議離婚に関する実態調査結果」から。実態調査の対象は、協議離婚をした男女計1千人



最高裁によると、親子の面会交流など子どもの監護(養育)を巡る調停や審判の申立件数は増加傾向にある。2022

年で約4万4千件と10年前から1割増えた。平均審理期間も8.5カ月と3カ月ほど伸び、長期化している。離婚後の共同親権が導入されれば、家裁の負担はさらに増える。

日本弁護士連合会は昨年10月、裁判官は十分に増えていないうえ、調査官の絶対的な人数が足りず、調査に十分な時間や手間をかけられていない